

事務次官
外務省

アジア局長
参事官

111

秘密指定解除
公文書監理室

極秘

北東アジア課

政第3717号

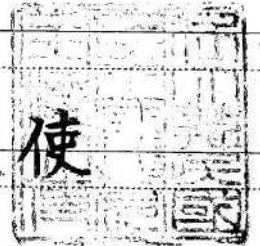
昭和41年11月5日

事件の件で推進され、厚生省担当官と
協力をいたします。

外務大臣 殿

在大韓民國

木村大使



在日韓国人遺骨送還について

10月6日付 貴信亜北第1445号に、
11月4日 崔東北亜州課長は 求めにより
往訪した 三谷（島本同道）に対し、本件
処理について 次のとおり 述べた趣であ
る。

本件御検討の上 何分の儀 御回示
賜わりたい。



1. 本件に関する韓国政府の原則的な立場には変わりはないが、外務部としては日本側の好意に ~~感謝~~ 感謝しており、在日韓国人遺骨問題をできるだけ早く実的に解決するため、かねて貴大使館より照会越された矣をも含めて種々検討した結果、一応次の試案を作製したのでこれを外務省および関係方面に御連絡、御検討願いたい。

韓国側としてはこの試案に対する日本側の御検討の結果をいただいた上で改めて関係機関が協議して最終的な方針を決めたい。

(1) 遺骨 2331 座 から北出身の 469 座

を差引いた 1862 柱 および

一括して韓国政府が引きとり、その後は
徴収者に引きわたす。

(2) 北出身の 469 柱 については

(注)

[REDACTED]

2. 緣故者 弔見のために相当の期間が必要であるが、半年以内には終了したいと考えている。

3. [REDACTED]

4. 日本政府が遺骨を引きわたされる際には、日本国内で慰霊祭等を行なわれると思うが、

[REDACTED] ただ、梱包

および韓国までの輸送についての便宜
および全費は日本政府で提供して
いただきたい。